

児童生徒の学習評価の在り方について（報告）

— 概 要 —

文部科学省初等中等教育局教育課程課

1. はじめに

本報告は2020年度以降に順次実施される新学習指導要領の下での学習評価の在り方について基本的な考え方や具体的な改善の方向性をまとめたものである。

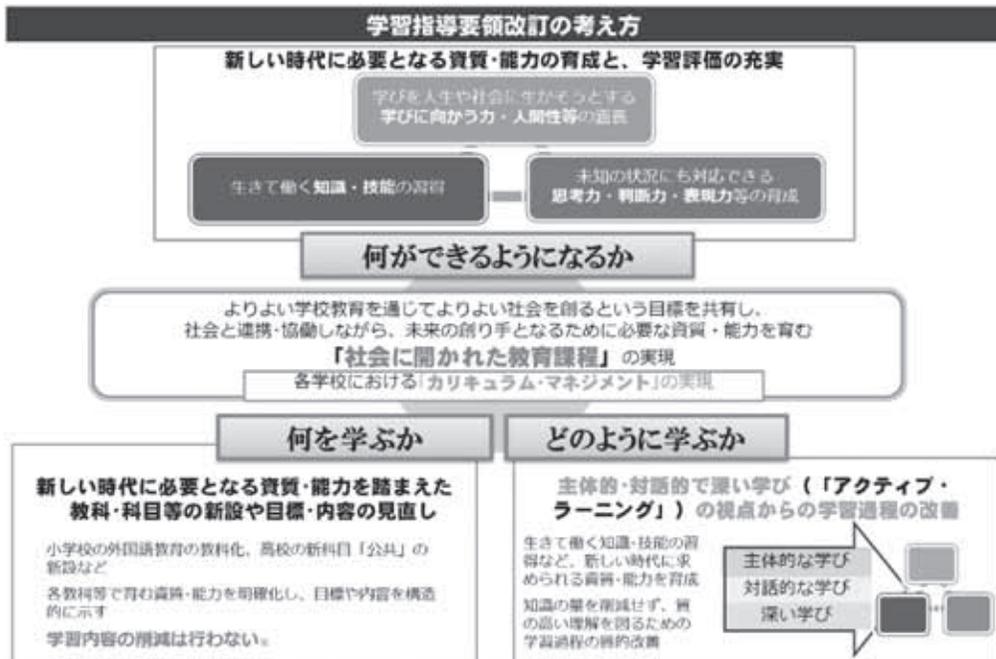
2. 学習評価についての基本的な考え方

「カリキュラム・マネジメント」「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」と「学習評価」

○「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの中核的な役割を担っている。

○特に指導と評価の一体化の観点からは、新学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている。

学習評価について指摘されている課題と基本的



な方向性

○学習評価については、次のような課題が指摘されている。

・学期末や学年末の事後的な評価に終始してしまうことが多く、学習評価の結果が児童生徒の学習改善につながっていない。

・現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭し切れていない。

・教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい。

○このような課題並びに教師の働き方改革等の状況を踏まえ、以下を基本に学習評価の改善について検討を行った。

①児童生徒の学習改善につながるものとする。

②教師の指導改善につながるものとする。

③これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと。

3. 学習評価の基本的な枠組みと改善の方向性

観点別学習状況評価（以下「観点別評価」）の改善について

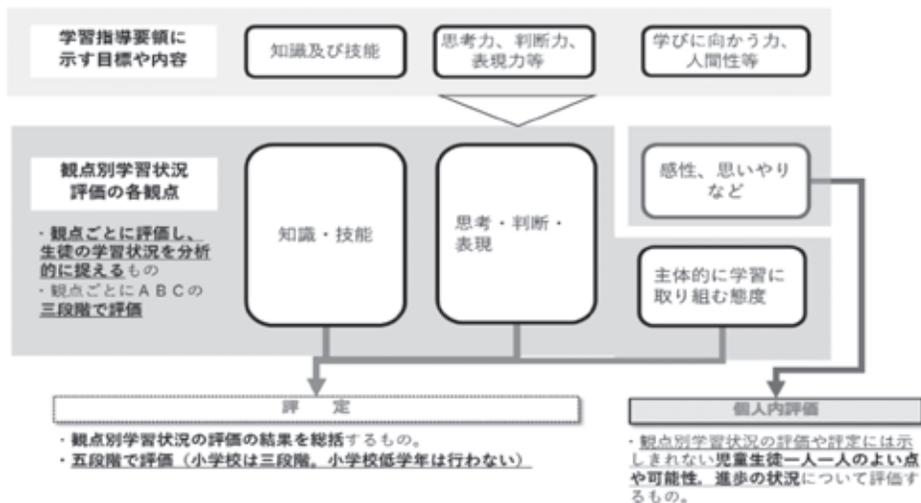
○今回の学習指導要領改訂では各教科等の目標や内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理したことを踏まえ、観点別評価についても、これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の三観点について、学習指導要領に示す目標に準拠した評価として三段階（ABC）により実施する。

「知識・技能」の評価について

○「知識・技能」の評価は、各教科等における学習の過程を通じた個別の知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既知の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、概念等として理解したり、技能を習得したりしているかについて評価する。このような考え方は、現行の「知識・理解」、「技能」の観点別評価においても重視してきたところ。

各教科における評価の基本構造

- ・各教科における評価は、学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するもの（目標準拠評価）
- ・したがって、目標準拠評価は、集団内での相対的な位置付けを評価するいわゆる相対評価とは異なる。



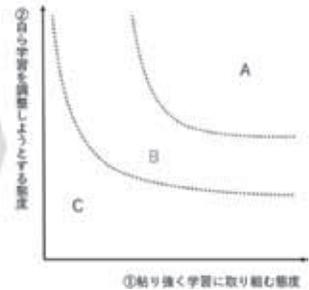
※この図は、現行の取扱いに「答申」の指摘や新しい学習指導要領の趣旨を踏まえて作成したものである。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価のイメージ

○事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮したペーパーテストの工夫改善、児童生徒の文章による説明や、観察・実験、式やグラフでの表現など、実際に

○ 「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と、②①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面、という二つの側面を評価することが求められる。

○ これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられる。例えば、自らの学習を全く調整しようとせず粘り強く取り組む続ける姿や、粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではない。



知識や技能を用いる場面を設けるなど、多様な方法を各教科等の特質に応じて適切に取り入れる。

「思考・判断・表現」の評価について

○「思考・判断・表現」の評価は、各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価する。このような考え方は、現行の「思考・判断・表現」の観点別評価においても重視してきたところ。

○ペーパーテストのみならず、論述やレポート、発表、グループでの話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり、それらを集めたポートフォリオを活用したりするなど、各教科等の特質に応じて評価方法を工夫する。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価について

○「学びに向かう力、人間性等」には、①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず個人内評価を通じて見取る部分があることに留意が必要。

○「学びに向かう力、人間性等」の涵養かんようを図ることは、生涯にわたり学習する基盤を形成する上で極めて重要である。したがって「主体的に学習に取り組む態度」の評価とそれに基づく学習や指導の改善を考える際にも生涯にわたり学習する基盤を培う視点をもつことが重要である。

○このことを踏まえ、「主体的に学習に取り組

む態度」の評価に際しては、単に継続的な行動や積極的な発言等を行うなど、性格や行動面の傾向を評価するというのではなく、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価することが重要である。現行の「関心・意欲・態度」の評価も、各教科等の学習内容に関心をもつことのみならず、よりよく学ぼうとする意欲をもって学習に取り組む態度を評価することを本来の趣旨としており、この点を改めて強調するものである。

○本観点に基づく評価としては、「主体的に学習に取り組む態度」に係る各教科等の評価の観点の趣旨に照らして、①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとしている側面、②①の粘り強い取組の中で、自らの学習を調整しようとする側面、という二つの側面を評価することが求められる。実際の評価の場面においては、双方の側面を一体的に見取ることも想定される。

○ここでの評価は、その学習の調整が「適切に行われるか」を必ずしも判断するものではなく、学習の調整が知識及び技能の習得などに結び付いていない場合には、教師が学習の進め方を適切に指導することが求められる。

○具体的な評価方法としては、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や、児童生徒による自己評価・相互評価の状況の考慮など、各教科等の特質に応じた多様な方法を工夫する。

○発達の段階に照らした場合には、小学校低・中学年において児童自ら学習を調整する姿を見取ることが困難な場合もあり得るので、国においては、児童の学習状況を適切に把握するための学習評価の取組例を示すことが求められる。

評価の方針等の児童生徒との共有について

○学習評価の方針等を児童生徒と共有することは、児童生徒に自らの学習の見通しをもたせ自己の学習の調整を図るきっかけとなることも期待され、また、児童生徒に評価の結果をフィードバックする際にも、どのような方針によって評価したのかを改めて共有することも重要である。

教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力の評価について

○言語能力、情報活用能力や問題発見・解決能力など教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は、各教科等における「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に反映することとし、各教科等の学習の文脈の中で、これらの資質・能力が横断的に育成・発揮されることを目指すことが適当である。

評価を行う場面や頻度について

○「記録」としての評価については、毎回の授業で全ての観点を評価するのではなく、原則として単元や題材等のまとまりごとに、それぞれの実現状況が把握できる段階で評価を行うこととするが、学習指導要領に定められた各教科等の目標や内容の特質に照らしては、複数の単元や題材にわたって長期的な視点で評価することを可能とすることも考えられる。

障害のある児童生徒など特別な配慮を必要とする

児童生徒に関わる学習評価について

○児童生徒一人一人の学習状況を適切に把握することは、新学習指導要領が目指す資質・能力を育成する観点からも重要であり、障害のある児童生徒や日本語の習得に困難のある児童生徒、不登校の児童生徒など特別な配慮を必要とする児童生徒に対する指導についても、個々の児童生徒の状況に応じた評価方法の工夫改善を通じて、各教科等の目標や内容に応じた学習状況を適切に把握し、指導や学習の改善に生かしていくことを基本に、それぞれの実態に応じた対応が求められる。

○障害のある児童生徒に係る学習評価については、一人一人の児童生徒の障害の状態等に応じた指導と配慮及び評価を適切に行うことを前提にしつつ、以下の観点から改善することが必要である。

- ・知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科についても文章記述という考え方を維持しつつ、観点別の学習状況を踏まえた評価を取り入れる。

- ・個別の指導計画に基づく評価等と指導要録との関係を整理することにより可能な場合には、指導に関する記録の大幅な簡素化を行う。

指導要録の改善について

○高等学校における観点別評価を更に充実する観点から、国が示す指導要録の参考様式に観点別評価の記載欄を設ける。

○教師の勤務実態を踏まえ、指導要録の「指導に関する記録」を大幅に簡素化し、教師による学習評価の結果を受けた指導の改善や児童生徒の学習の改善につなげることに重点を置く。

- ・「総合所見及び指導上参考となる諸事項」など文章記述欄は、要点を簡条書きとするなど必要最小限にとどめる。

- ・各学校の設置者が様式を定める指導要録の「指導に関する記録」に記載する事項の全てを満たす通知表を各学校が定める場合には、指導要録

と通知表の様式を共通のものとするができることを明示する。

・学習評価や成績処理に係る事務作業の負担軽減に向けて、統合型校務支援システム等の ICT 環境を整備し、校務の情報化を推進する。

観点別学習状況の評価と評定の取扱いについて

○「観点別学習状況評価」と「評定」とは指導と評価の一体化の観点からは、それぞれ次のような役割が期待されている。

・各教科等の学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況評価」は、児童生徒がそれぞれの教科での学習において、どの観点で望ましい学習状況が認められ、どの観点に課題が認められるかを明らかにすることにより、具体的な指導や学習の改善に生かすことを可能とするものである。

・各教科等の観点別学習状況評価を総括的に捉える「評定」は、児童生徒がどの教科の学習に望ましい学習状況が認められ、どの教科の学習に課題が認められるのかを明らかにすることにより、教育課程全体を見渡した学習状況を把握し指導や学習の改善に生かすことを可能とするものである。

○このような評定と観点別学習状況の評価の役割を生かした指導の改善が図られるよう、指導要録の様式の改善や学習評価の趣旨の周知等を行う。

学習評価の高等学校入学者選抜・大学入学者選抜での利用について

○高等学校入学者選抜については、新学習指導要領の趣旨を踏まえた質的改善を図るため、入学者選抜の方針や選抜方法の組合せ、調査書の利用方法（学力検査の成績との比重や学年ごとの学習評価の重み付け等の検討）等について見直しを図ることが必要。

○大学入学者選抜については、各大学のアドミッション・ポリシーに基づいて、多面的・多角的な評価が行われるよう調査書を適切に活用す

ることが必要。その際、指導要録の簡素化の議論を踏まえ、指導要録を基に作成される調査書についても、大学入学者選抜で必要となる情報を整理した上での検討が必要。

外部試験や検定等の学習評価への利用について

○全国学力・学習状況調査や高校生のための学びの基礎診断の認定を受けた試験などの外部試験を児童生徒の学習状況を把握するために用いることは、教師が行う評価を補完したり、必要に応じて修正したりしていく上で重要である。その際、各種の外部試験については、学習指導要領とは必ずしも目標や評価の視点が同じではなかったり、学習指導要領に示す各教科の内容を網羅的に問うものではなかったりすることもあることから、それらを考慮する際には、両者の相違を十分に踏まえることが必要である。

4. 学習評価の円滑な改善に向けた条件整備

○各学校における学習評価の妥当性・信頼性を高める観点から、

- ①国立教育政策研究所における参考資料の作成、
- ②教育委員会における教員研修の実施や各種参考資料の作成、
- ③各学校における学習評価の改善に向けた組織的かつ計画的な取組の充実、
- ④教員養成課程における学習評価に関する指導の充実、などに努めることが必要。

○また、学習評価の趣旨や目的について、教職員や保護者等の学校関係者はもとより広く社会一般に周知を行っていくことも重要。